

# 社会保険庁訓令集

(平成21年4月)

社会保険庁総務部総務課



## 社会保険庁訓第6号

社会保険庁の事務処理規程を次のように定める。

昭和37年7月13日

社会保険庁長官 高田 浩 運

### 社会保険庁事務処理規程

#### (通則)

第1条 社会保険庁長官(以下「長官」という。)の権限に属する事項に係る決裁及び公文書の発簡については、別に定めるもののほか、厚生労働省文書決裁規程(平成13年1月6日厚生労働省訓第20号)及びこの訓令の定めるところによる。

#### (用語の定義)

第2条 この訓令で「部局長」とは、日本年金機構設立準備事務局長、運営部長、総務部総務課長(以下「総務課長」という。)、総務部職員課長、総務部経理課長、社会保険大学校長及び社会保険業務センター所長をいう。

2 この訓令で「課長」とは、運営部企画課長、運営部サービス推進課長、運営部年金保険課長、日本年金機構設立準備事務局管理官、社会保険大学校副校長、社会保険業務センター副所長、社会保険業務センター総務部長、社会保険業務センター情報管理部長、社会保険業務センター業務部長、社会保険業務センター記録管理部長及び社会保険業務センター中央年金相談室長をいう。

#### (長官の決裁事項)

第3条 次の各号に掲げる事項については、長官までの決裁を受けなければならない。

- 一 所掌事務の運営方針に関する事項で、重要なもの
- 二 大臣に具申する省令案に関する事項
- 三 長官告示及び長官訓令の制定、改正及び廃止に関する事項
- 四 長官訓示に関する事項
- 五 長官祝辞及び長官表彰並びにこれに準ずるものに関する事項
- 六 法令等に基づき長官が行う任免、命令、承認、指定、確認、裁定、決定、諮問、協議、同意、協定、通知、報告、進達、証明等に関する事項
- 七 前号に規定するもののほか、通達、通知、報告、回答、協議、依頼、照会等に関する事項で、重要なもの
- 八 社会保険庁名義の使用承認に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、総務課長において長官の決裁を要すると認める事項

#### (専決事項)

第4条 前条第3号から第6号までに掲げる事項であつて、別表の専決事項欄に

掲げるものについては、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、その内容及び性質に応じ、その上司の決裁を受けるものとする。

(総務部長の決裁事項)

第5条 総務部の所掌事務に係る事項のうち、前2条に規定する事項以外の事項であつて、比較的重要なものについては、総務部長までの決裁を受けなければならない。

(部局長の決裁事項)

第6条 前3条に規定する事項以外の事項であつて、次の各号に掲げるものは、部局長までの決裁を受けなければならない。

- 一 所掌事務の運営方針に関する事項
- 二 通達、通知、報告、回答、協議、依頼、照会等に関する事項。ただし、次条に規定する事項を除く。
- 三 前各号に掲げるもののほか、課長において部局長の決裁を要すると認める事項

(課長及び地方社会保険事務局長の決裁事項)

第7条 所掌事務に関する事務連絡等に係る事項であつて、輕易なものについては、課長又は地方社会保険事務局長の決裁を受けなければならない。

(決裁の順序)

第8条 大臣又は事務次官の決裁を要する事項については、長官の決裁を受けなければならない。

- 2 長官の決裁を要する事項については、長官の決裁を受ける前に、総務部長の決裁を受けなければならない。
- 3 総務部長の決裁を要する事項については、総務課長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 次の各号に掲げる要件に該当する場合には、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁の代行（以下「代決」という。）をすることができる。

- 一 決裁権者が出張、休暇その他の事故により不在であること。
  - 二 緊急に処理しなければならない理由があること。
  - 三 当該事項が、その決裁権者により、代決をしてはならないものとして、あらかじめ指定された事項に係るものでないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、総務部総務課長及び総務部経理課長の決裁事項のうち、次の各号に掲げる事項については、統括地方社会保険監察官が代決をすることができる。
- 一 当該統括地方社会保険監察官が置かれるブロック（地方社会保険事務局のブロック等に関する訓令（平成18年社会保険庁訓第1号）第1条に規定するブロックをいう。以下同じ。）内の地方社会保険事務局及び社会保険事務所の所掌事務についての会計の監査の実施に係る通知及び当該監査の結果を踏まえた是正の指示又は改善の指導に係る通知に関する事項

二 当該統括地方社会保険監察官が置かれるブロック内の地方社会保険事務局及び社会保険事務所の所掌事務（全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業（健康保険法の規定により社会保険庁長官が行う業務に限る。）、政府が管掌する船員保険事業、厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく事業に限る。）についての監察の実施に係る通知及び当該監察の結果を踏まえた是正の指示又は改善の指導に係る通知に関する事項

3 代決をした場合には、その決裁が代決である旨を明らかにしなければならない。

4 重要な事項について代決をした者は、事後速やかに、その旨を決裁権者に報告しなければならない。

（合議）

第10条 別表の専決事項欄に掲げる事項については、それぞれ同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。

2 決裁を要する事項については、前項に定めるもののほか、その性質及び内容に応じ、それぞれ関係の部局長（厚生労働省文書決裁規程に規定する本省の部局長を含む。）等に合議しなければならない。

（公文書の発簡）

第11条 公文書の発簡は、長官、総務部長、部局長、課長又は地方社会保険事務局長の名で行うものとする。

2 長官名で発簡する公文書は、長官の決裁事項（別表の専決事項欄に掲げる事項を含む。）に係る公文書とする。ただし、次項第1号、第3項第1号、第4項第1号及び第5項第1号に掲げる公文書を除く。

3 総務部長名で発簡する公文書は、次の各号に掲げる公文書とする。

- 一 長官の決裁事項に係る公文書であつて、長官が総務部長名で発簡することを指示したもの
- 二 総務部長の決裁事項に係る公文書。ただし、次項第2号及び第5項第1号に掲げる公文書を除く。

4 部局長名で発簡する公文書は、次の各号に掲げる公文書とする。

- 一 長官の決裁事項に係る公文書であつて、長官が部局長名で発簡することを指示したもの
- 二 総務部長の決裁事項に係る公文書であつて、総務部長が部局長名で発簡することを指示したもの
- 三 部局長の決裁事項に係る公文書。ただし、次項第1号に掲げる公文書を除く。

5 課長又は地方社会保険事務局長名で発簡する公文書は、次の各号に掲げる公文書とする。

- 一 長官、総務部長又は部局長の決裁事項に係る公文書であつて、長官、総務部長又は部局長が課長又は地方社会保険事務局長名で発簡することを指示したもの

二 課長又は地方社会保険事務局長の決裁事項に係る公文書  
(権限委任事項に係る事務処理)

第12条 長官の権限であつて法令の規定に基づき総務部長及び部局長その他の者に委任されたものに属する事項については、第3条及び前条の規定にかかわらず、当該受任者において決裁し、かつ、その者の名で当該事項に係る公文書を発簡するものとする。

(施設等機関等の取扱い)

第13条 社会保険大学校に係る決裁及び公文書の発簡については、社会保険大学校長がこの訓令に準じて、長官の承認を受けて定めるものとする。

2 社会保険業務センターに係る決裁及び公文書の発簡については、社会保険業務センター所長がこの訓令に準じて、長官の承認を受けて定めるものとする。

3 地方社会保険事務局及び社会保険事務所に係る決裁及び公文書の発簡については、地方社会保険事務局事務処理規程(平成20年8月28日社会保険庁訓第10号)及び社会保険事務所事務処理規程(平成20年8月28日社会保険庁訓第11号)により定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和37年7月13日から施行する。

附 則(昭和39年4月社会保険庁訓第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年10月社会保険庁訓第3号)

この訓令は、昭和42年10月13日から施行する。

附 則(昭和53年4月社会保険庁訓第3号)

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

附 則(昭和57年9月社会保険庁訓第4号)

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月社会保険庁訓第3号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月社会保険庁訓第6号)

この訓令は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(昭和63年10月社会保険庁訓第3号)

この訓令は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月社会保険庁訓第9号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月社会保険庁訓第6号)

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年7月社会保険庁訓第12号)

この訓令は、平成16年7月23日から施行する。

附 則(平成16年12月社会保険庁訓第18号)

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月社会保険庁訓第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月社会保険庁訓第11号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月社会保険庁訓第16号)

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月社会保険庁訓第26号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月社会保険庁訓第27号)

この訓令は、平成18年10月13日から施行する。

附 則 (平成19年3月社会保険庁訓第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月社会保険庁訓第7号)

この訓令は、平成20年7月11日から施行する。

附 則 (平成20年8月社会保険庁訓第9号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月社会保険庁訓第19号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

項番号		専 決 者	合 議 者
1	法規的な性質を有しない告示の制定、改正及び廃止に関する事項で、輕易なもの	部 局 長	総務課長
2	審議会等に対する諮問に関する事項で、輕易なもの	部 局 長	総務課長
3	長官祝辞及び長官表彰並びにこれらに準ずるものに関する事項で、輕易なもの	部 局 長	総務課長
4	公告及び公示に関すること	部 局 長	総務課長
5	法令等に基づき長官が行なう協議、協定、通知、報告、進達、証明等に関する事項で、輕易なもの	部 局 長	
6	施設、事業、業務等についての報告徴収、検査、実地調査、収去等に関する事項で、輕易なもの	部 局 長	
7	通達、通知等に基づき長官が行なう承認等に関する事項	部 局 長	
8	公務災害補償に関する事項	職員課長	
9	証書等の交付、再交付、書換交付等に関する事項	部 局 長	
10	特別会計に関する法律施行令（平成19年制令第124号）の規定による年金特別会計及び船員保険特別会計に係る徴収総報告書及び支出総報告書に関する事項	部 局 長	
11	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和28年法律第206号）第9条第2項の意見に関する事項	部 局 長	
12	社会保険審査官及び社会保険審査会法第34条第1項の申立てに関する事項及び同条第2項の意見に関する事項	部 局 長	



13	社会保険審査官及び社会保険審査会法第37条ただし書きの審査会の審理の非公開の申立てに関する事項	部局長
14	社会保険審査官及び社会保険審査会法第39条第1項の審査会の審理期日における意見の陳述に関する事項	部局長
15	社会保険審査官及び社会保険審査会法第40条の審査会の審理のための処分についての申立てに関する事項	部局長
16	健康保険法（大正11年法律第70号）第196条の規定による戸籍の無料証明の要求に関する事項	運営部長
17	健康保険法第198条第1項の事業主に対する物件の提出命令等に関する事項	運営部長
18	船員保険法（昭和14年法律第73号）第8条の規定による戸籍の無料証明の要求に関する事項	運営部長
19	船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）附則第3項に規定する事項	運営部長
20	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2の規定による一括適用の承認（あらかじめ長官の承認を受けた基準により行う承認に限る。）に関する事項	運営部長
21	厚生年金保険の保険給付（脱退手当金を除く。）、国民年金の給付（老齢福祉年金及び老齢特別給付金並びに国民年金法施行令第1条の2第4号ハからトまでに掲げるものを除く。）及び船員保険の保険給付のうち障害及び死亡に関するもの（介護料及び葬祭料を除く。）並びに脱退一時金を受ける権利の裁定に関する事項（不支給の決定及び裁定の取消しを含む。）	社会保険 業務セン ター業務 部長

2 2	<p>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第113条第1項、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第47条の3第1項に規定する確認に関する事項（次項において「年金加入期間確認に関する事項」といい、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第7号に規定する旧農林共済組合員期間を有する場合に限る。）</p>	<p>社会保険 業務セン ター記録 管理部長</p>
2 3	<p>年金加入期間確認に関する事項（前項に規定する場合を除く。）</p>	<p>地方社会 保険事務 局社会保 険事務室 又は社会 保険事務 所長</p>
2 4	<p>厚生年金保険法第78条の4の規定による標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供に関すること。</p>	<p>地方社会 保険事務 局社会保 険事務室 又は社会 保険事務 所長</p>
2 5	<p>社会保険委員及び国民年金委員の委嘱及び解嘱に関すること。</p>	<p>地方社会 保険事務 局長</p>